



2020年11月27日 第2021-05号
 【発行】J A M
 【発行責任者】中井寛哉
 【編集】総合政策グループ
 TEL : 03-5860-6150
 E-Mail : seisaku@jam-union.jp

新型コロナウイルス関連助成金

雇調金の特例措置などが延長されます。

厚生労働省は11月27日、12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）について、2021年2月末まで延長することを発表しました。

また、同じく12月末日が期限の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の対象となる休暇取得の期間が2021年2月末に、「新型コロナウイルス感染症に関する

母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件が2021年1月末日までと延長される予定です。※制度の概要は2021-02号を参照ください。

雇用調整助成金については、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、特例措置等を段階的に縮減していくとされています。詳細が分かり次第、お知らせしていきます。

期間等の延長が予定されている助成金等

1. 雇用調整助成金の特例措置等

◇特例措置の緊急対応期間：2020年4月1日から9月30日まで → **2021年2月末日まで**

【厚生労働省11月27日報道発表資料：雇用調整助成金の特例措置等を延長します】→※[こちら](#)

【雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）のページ】→※[こちら](#)

2. 新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金・支援金」

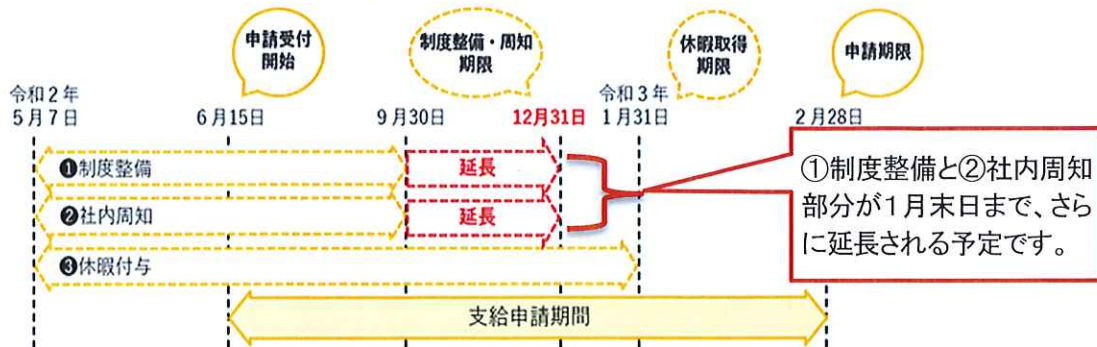
◇有給の休暇を取得させた期間：2020年2月27日から9月30日まで → **2021年2月末日まで**

【小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金のページ】→※[こちら](#)

3. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による「休暇取得支援助成金」

◇制度の整備・社内周知の期間：2020年5月7日から9月30日まで → **2021年1月末日まで**

<2021年1月末日まで期間が延長される項目>



以上